

部 活 動 後 援 会 規 約

第 1 章 総 則

第 1 条（名称及び事務局）

本会は、瑞穂野中学校部活動後援会といい、事務局を瑞穂野中学校内に置く。

第 2 条（目的）

本会は、瑞穂野中学校の運動部・文化部及び特設部（以下部活動という）を後援し、部活動の振興を図り、健全な青少年の育成を図ることを目的とする。

※特設部とは、生徒からの選抜者で組織する部及び平常は校外で活動しているが中学校体育連盟・中学校文化連盟主催の大会、コンクール等に教員引率の元で参加する部をいう。

第 3 条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）部活動の活動に対して援助する。
- （2）部活動の推進に必要な応援や激励をする。
- （3）その他必要なこと

第 2 章 組 織

第 4 条（役員名・定数）

本会は、正会員と賛助会員をもって組織する。正会員は、本校生徒の保護者と教職員で組織し、賛助会員は本会の趣旨に賛同する者とする。

第 3 章 役 員

第 5 条（役員）

本会に次の役員をおく。

- （1）会長 1 名（PTA副会長のうち 1 名が兼任する。）
- （2）副会長 3 名（会長以外の PTA副会長 2 名と学校代表 1 名とする。）
- （3）会計 2 名（PTA会計 1 名と学校代表 1 名とする。）
- （4）監事 2 名（PTA監事が兼任する。）
- （5）書記 2 名（PTA書記が兼任する。）

第 6 条（任期）

役員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は任期終了後も後任者が就任するまでその職をとるものとする。

第 4 章 会 議

第 7 条（会議）

この会議は、総会、役員会の 2 種とする。総会は年 1 回とし、必要に応じて臨時総会を開く。役員会は随時必要な時にこれを開催する。PTA会長及び学校長はアドバイザーとして参加できる。

第5章 会 計

第 8 条 (会計)

本会の経費は、会費・寄付をもってあてる。

1. 会 費 月額400円
2. 篤志寄付

第 9 条 (会計年度)

会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終了する。

第10条 (予算決算)

本会の予算決算は総会において審議する。

第6章 付 則

第11条 (規約の変更)

本会の規約の変更は総会にて行う。

第12条 本会の規約は、昭和47年4月1日より実施する。

昭和52年4月22日	一部改正
昭和55年4月22日	一部改正
昭和56年4月22日	一部改正
昭和58年4月22日	一部改正
昭和59年4月27日	一部改正
昭和60年4月20日	一部改正
昭和62年4月25日	一部改正
昭和63年4月23日	一部改正
平成11年4月17日	一部改正
平成27年4月25日	一部改正

大会等選手派遣基金後援会会則

宇都宮市立瑞穂野中学校

第1章 総則

第1条（名称及び事務局）

本会は、大会等選手派遣基金後援会（以下本会という）といい、事務局を瑞穂野中学校内に置く。

第2条（目的）

本会は、中学校体育連盟・中学校文化連盟主催等（以下中体連等という）の関東大会・全国大会に出場する選手等及び地区・県大会等に参加する選手等の旅費等を支給することにより、「宇都宮市選手派遣協議会」並びに「栃木県中学校体育連盟」等の選手派遣補助金の補填を目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 関東・全国大会の旅費等の補助
- 2 中体連等の地区・県大会の旅費等の援助
- 3 その他、本基金の目的にあった事業の援助

第2章 会 員

第4条（会員）

本会の会員は、本会の趣旨に賛同する本校在校生の保護者及び本会の趣旨に賛同する者とする。

第3章 役 員

第5条 （役員）

本会に次の役員並びに会計監査を置く。

- （1） 会長 1名 （部活動後援会長が兼任する）
- （2） 副会長 3名 （部活動後援会副会長が兼任する）
- （3） 会計 2名 （部活動後援会会計が兼任する）
- （4） 監事 2名 （PTA監事が兼任する）
- （5） 書記 2名 （PTA書記が兼任する）

第4章 会 議

第6条 （会議）

この会議は、総会、役員会の2種とする。総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開く。役員会は随時必要な時にこれを開催する。PTA会長及び学校長はアドバイザーとして参加できる。

第5章 財 務

第7条（財源）

本会の財源は下記の収入とする。

- 1 瑞穂野中学校部活動後援会費「遠征積立金」
- 2 栃木県中学校体育連盟（以下、中体連）・宇都宮市選手派遣費協議会補助金
- 3 その他（寄付等）

第8条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 付 則

第9条（会則の変更）

本会会則の変更は総会の決議による。但し、運営細則（大会等の参加旅費に関する内規）の、役員会で審議し、総会で報告する。

第10条 本会則は、平成27年4月25日より施行する。

大会等選手派遣基金後援会細則

宇都宮市立瑞穂野中学校

第1条（目的） 大会等選手派遣基金後援会は、本校の生徒及び引率者を関東・全国大会に参加させるにあたり、その活動を後援するため特別会計の支出について定める。

第2条（経費） 経費は次の収入による。

- 1 瑞穂野中学校部活動後援会費「遠征積立金」
- 2 栃木県中学校体育連盟（以下、中体連）・宇都宮市選手派遣費協議会補助金
- 3 その他

第3条（支出） 関東大会・全国大会参加に係る経費については、以下の基準により支出する。

- 1 運動部は中体連の大会、文化部は関東・全国につながる大会とする。
- 2 生徒経費算定の基準
 - （1）交通費 J R・私鉄（グリーン車料金等は含まない）・路線バス・航空運賃（エコノミークラスのみ）、借上げバス、自家用車ガソリン代（県の旅費規定に準ずる）、高速料金等の実費。
 - （2）宿泊費 大会要項に示された基準額を原則として実費。後泊分については支給しない。
 - （3）諸経費 大会参加上必要と認められるもの。
（例）プログラム・ゼッケン・参加費等（記念のTシャツやグッズ等は含まない）
- 1 引率者経費算定の基準
引率者の経費は上記（1）、（2）の本人負担の交通費及び宿泊費の実費を支給する。ただし、この引率者とは、登録用紙に記載されている学校長が認めた教職員、外部指導者および教職員の代行として生徒を引率した保護者とする。
- 2 支給の対象者
支給の対象者は、その大会に参加するエントリー数とする。ただし、ほかの部員については、練習に必要と合理的に認められる人数分まで支給できる。
- 3 職員の派遣
学校長または学校を代表する職員の派遣については、必要に応じ経費を補助することができる。補助費は、引率者の経費算定基準に準ずる。
- 4 P T A役員の派遣
P T A役員の派遣について、必要に応じ経費を補助することができる。補助費は、引率者の経費算定基準に準ずる。
- 5 激励金の支給
中体連および中体連に準ずる主催者の関東・全国大会については、激励金を支給する。激励金の目安は次のとおりとする。

関東大会・・・団体の場合 10,000 円、個人の場合は 3,000 円

全国大会・・・団体の場合 20,000 円、個人の場合は 5,000 円

第4条(事務手続)

- 1 該当大会に参加する部活動顧問は、事前に会計に経費見積書を提出し、大会出発前に概算支給を受ける。帰校後、直ちに経費精算書に領収証添付の上、決算書を会計に提出し精算を行う。

付則

本細則は、平成 27 年 4 月 25 日より実施する。